

「学会名称の変更提案に基づく投票のお願い」についてのお詫びとご留意いただきたい点について

すでに多くの会員の方にお目通しいただいているものと思いますが、今年度発行の「民族衛生」誌の各号（第 82 巻，1-3 号）には、「学会名称の変更提案に基づく投票のお願い」を掲載しております。

この投票資格について、先日、会員の方よりお問い合わせをいただきました。要約すると「投票のお願い」4 項では”平成 27 年度会費納入済みの全会員を対象として、投票用紙を送付”という表現があるが、条件に該当しないのに投票用紙を受け取っている場合、投票資格はあるのかというご指摘でした。投票用紙送付方法を当初に予定していた方法と変更したため、会費未納入の方、今年度にあらたに会員となられた方にも投票用紙が届いており、同様の疑問を持たれた方もいらっしゃると思います。

ご指摘を受けて幹事会において再度検討した結果、今回の投票については投票資格を 4 項にある“平成 27 年度会費納入済みの全会員”に限らせていただくことになりました。 上記のように表現に曖昧な点があり、一部の会員の方にご迷惑をかけてしまいましたことを深くお詫びする次第です。この条件に該当しない方がすでに投票されている場合、大変申し訳ありませんが、開票からは除かせていただくこととなります。

3 号に掲載した「投票のご案内」でお知らせした通り 7 月 31 日を締め切りとして投票期間にはいっています。どうぞよろしくお願い致します。

2016 年 6 月 28 日

日本民族衛生学会幹事会